

令和4年度
技術協力活用型・新興国市場開拓事業
(インフラ海外展開支援)
企画競争募集要領

令和4年1月
経済産業省

令和4年度「技術協力活用型・新興国市場開拓事業（インフラ海外展開支援）」に係る企画競争募集要領

令和4年1月17日
経済産業省
貿易経済協力局
貿易振興課

経済産業省では、令和4年度「技術協力活用型・新興国市場開拓事業（インフラ海外展開支援）」を実施する委託先を、以下の要領で広く募集します。

本公募は、令和4年度における事業実施期間を十分に確保するため、令和4年度政府予算が成立する前に、政府予算原案の内容に基づいて行うものであり、委託先の採択や予算の執行にあたっては、国会における令和4年度予算の成立が前提となりますので、国会における予算案の審議の結果によっては、今後、事業内容等に変更が生じることもあり得ます。また、本事業は令和4年度予算に係る事業であることから、予算の成立以前においては採択予定者の決定となり、予算の成立等をもって採択者となります。

なお、これまでの委託契約に係るルールを一部改正し、令和3年1月8日（金）より運用を開始しています。「委託事業事務処理マニュアル」※を含め、関係資料の内容を承知の上で応募してください。

※ https://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/jimusyori_manual.html

1. 事業の背景及び目的

- ・ 開発途上国を中心とした世界のインフラ需要は膨大であり、急速な都市化と経済成長により、今後の更なる市場の拡大が見込まれております。この間、最近のインフラ需要の変化として、世界的な新型コロナウイルスの感染拡大への対応を機に、各国の医療・保健体制の充実への関心が高まり、この分野での国際協力の重要性が認識されたのみならず、今後、世界全体で社会の変革やデジタル化、脱炭素化が加速するものと見られ、感染防止と経済、環境を両立する形で、従来とは異なる新たなインフラニーズが発生しています。
- ・ こうした中で、令和2年12月10日、経協インフラ戦略会議において、最近のこれら変化も踏まえた「インフラシステム海外展開戦略2025」が発表されました（令和3年6月改訂※）。同戦略において、従来からの情報通信、エネルギー、交通、都市基盤、医療、農業、廃棄物処理等の社会・経済インフラに加え、デジタル化や脱炭素化等に対応した新たなインフラ分野にも積極的に取り組んでいくこととしています。
- ・ 経済産業省では、こうした新たなインフラ需要に対応した形での本邦企業によるインフラ海外展開を支援するため、我が国の質の高いインフラの価値を理解し、実際の入札や契約に反映できるなど質の高いインフラ整備に必要となる現地人材を戦略的に育成するための研修・セミナー等を行います。

※ <https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keikyou/pdf/infra2025.pdf>

2. 事業内容

事業目的を達成するため、開発途上国（原則、経済協力開発機構（OECD）の開発援助委員会（DAC）が定めるODA対象国・地域、但し、中華人民共和国を除く）の官民関係者を対象として、研修やセミナーの開催等人材育成を実施します。具体的には、経済産業省の指示に基づき、以下のような内容の業務を行います。

（1） 実施内容の例

- ① 開発途上国の運輸関係者を日本に招聘し、日本が技術的に優位性を持つ新交通システムの特徴などを紹介する講義や製造現場視察などの研修を実施。研修終了後も、関連日本企業現地支社の協力を得てフォローアップのための意見交換や工場等での技術指導を行う。
- ② 開発途上国のエネルギー関係者を対象に、日本（あるいは当該国・第3国）から専門家を派遣し、カーボンニュートラルに貢献する水素・アンモニアの利活用にかかる日本の高い技術力を紹介する講義や、グローバルに点在する水素の製造・運搬・利用にかかる現場視察を行う。
- ③ 開発途上国の医療関係政府機関や病院関係者を対象に、遠隔診察や診療データベースを活用したAI診断等のデジタルインフラにかかる日本の技術や法規制面の課題等にかかる研修をオンラインで実施するとともに、既に日本の遠隔医療技術を導入済の第三国において、現場視察を行う。

上記の実施内容例をはじめ、経済産業省の政策方針に合致した案件を10件～15件程度、各案件の規模に応じて実施します。

（2） 実施手法

下記①～④の手法を有機的に組み合わせて事業を実施します。

① 海外—対面実施

- 受託者は、日本や他の海外拠点から専門家を派遣し、開発途上国の関係機関等に対して日本の質の高いインフラの理解促進に資する研修やセミナー、工場等への技術指導等を行います。
- 受託者は必要に応じて、プログラム・教材の作成、専門家が対象国に渡航する前後における健康管理、移動・通信手段、資機材、指導資料、通訳翻訳、研修・セミナー会場等の手配及び必要な経費支出を行います。

② 国内—対面実施

- 受託者は、訪日した又は既に日本に滞在している開発途上国の対象者に対して、日本の質の高いインフラの理解促進に資する研修やセミナー、日本の工場や施設等現場での技術指導等を行います。
- 受託者は必要に応じて、プログラム・教材の作成、受入対象者の募集、研修会場・講師・指導資料・宿泊施設・移動手段、通訳翻訳・見学先等の手配及び必要な経費支出を行います。
- 受託者は必要に応じて外部有識者による第三者委員会を設置し、受入対象候補者の資

格審査を実施し、受入対象者を決定します。

- 受託者は受入対象者の招聘書類を発行するとともに、受入対象者の宿泊、航空券、海外旅行保険等の手配及び必要な経費の支出を行います。

③ 遠隔実施

- 受託者は、オンライン教材を作成し、継続的な技術指導・研修・セミナー等を遠隔で行います。
- 受託者は先進的な遠隔指導ツールの実装支援を行います。実施にあたっては、使用するツールの選定、ノウハウの形式知化、コンテンツの作成、研修の実施まで一連の流れを適切に行います。
- 受託者は、オンライン会議ツール、動画教材、VR 機器等をはじめとするデジタルツールの活用方法の検討・適切な実施を行います。
- 受託者は必要に応じて、プログラム・教材の作成、対象者の募集、研修会場・講師・指導資料・宿泊施設・移手段・通訳翻訳・見学先等の手配及び必要な経費支出を行います。

④ その他の形態での人材育成等

- 受託者は、必要に応じて、経済産業省と協議の上、適切な内部規定を作成し、上記①～③に該当しない形態の知識や技術の移転に資する人材育成等を実施します。

(3) 共通事項

- 受託者は経済産業省と協議の上、人材育成事業選定のための公募を行います。
- 受託者は事業実施にあたり、経済産業省、関係国の在外公館、関係機関等と連絡及び調整を行います。
- 受託者は事業実施にあたり、FS 調査等で相手国のカウンターパートの特定、関係を構築し効果的な事業を行います。また、必要に応じて一定期間担当者を派遣し調整を行います。
- 受託者は経済産業省と協議の上、適切な内部規定を作成し、事業の執行及び必要な経費を支出します。
- 受託者は、派遣期間中の専門家の支援、健康・安全管理、監督等を行うとともに、必要に応じて担当者を派遣し調整を行います。
- 受託者は専門家を派遣する際は、専門家本人又は専門家が所属する法人と派遣契約を締結し、派遣する専門家の宿泊、必要に応じて査証、航空券、海外旅行保険等の手配及び必要な経費の支出を行います。
- 対象者の居住国以外の第三国で人材育成等を実施する場合、対象者の招聘書類を発行するとともに、対象者の宿泊、航空券、海外旅行保険等の手配及び必要な経費の支出を行います。
- 受託者は、案件ごとに報告書（プログラムの内容、実施結果、指導に使用した資料、講師の所感等を含む）をとりまとめ、経済産業省に報告します。
- 感染症の拡大をはじめ、社会状況の変化に応じて、遠隔実施に切り替える等の代替措置

を検討し、適切に事業を遂行します。

(4) 報告書及び成果普及

- 受託者は、報告書（派遣先での指導内容、実施結果、指導に使用した資料、専門家の所感、国ごとの支援実績等）をとりまとめ、経済産業省に報告します。
- 必要に応じて、事業成果の普及のための報告書冊子の作成及びセミナーの実施等を行います。また、過年度に実施した制度・事業環境整備事業のフォローアップのための調査を実施することがあります。
- なお、事業成果の把握のため、個々の案件の KPI の設定やその把握は適切に行うこととします。

3. 事業実施期間

契約締結日から令和5年3月31日まで

本事業は令和4年度予算に係る事業であることから、予算の成立以前においては採択予定者の決定となり、予算の成立をもって採択者とするものとします。

4. 応募資格

応募資格：次の要件を満たす企業・団体等とします。

本事業の対象となる申請者は、次に掲げる要件を満たす法人とします。

- ①日本に拠点を有していること
- ②本事業を的確に遂行するに足る組織・人員等を有していること
- ③本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ資金等について十分な管理能力を有していること
- ④予算決算及び会計令第70条及び71条の規定に該当しないものであること
- ⑤経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。
- ⑥過去3年以内に情報管理の不備を理由に経済産業省との契約を解除されている者ではないこと。

なお、コンソーシアム形式による申請も認めますが、その場合は幹事企業・団体等を決めていただくとともに、幹事企業・団体等が事業提案書を提出して下さい。（ただし、幹事企業・団体等が業務の全てを他の企業・団体等に再委託することはできません。）

5. 契約の要件

(1) 契約形態：委託契約

(2) 採択件数：上記2. の内容について、最大1件採択します。

※経済産業省が指示する上記事業を実施する事業者を募集するものであって、個別の研修事業及び専門家派遣事業の提案を募集するものではありません。

(3) 予算規模：上限66,846,000円

※最終的な契約金額・実施内容等は、経済産業省と調整した上で決定することとします。

(4) 成果物の納入：事業報告書の電子媒体1部を経済産業省に納入してください。

※電子媒体を納入する際、経済産業省が指定するファイル形式に加え、透明テキスト付PDFファイルに変換した電子媒体も併せて納入してください。

※事業の進捗等に応じ、参考資料の提出を求めることがあります。

- (5) 委託金の支払時期：原則、事業終了後の精算払（概ね令和5年4月下旬頃の支払）となります。
※本事業に充てられる自己資金等の状況次第では、事業終了前の支払い（概算払）も可能ですので、希望する場合は個別にご相談ください。なお、概算払いを希望する場合は、4ヶ月前をめぐりに担当者にご相談ください。必要な書類等などをご案内いたします。
- (6) 支払額の確定方法：原則、現地調査を行った上で支払額を確定します。
※事業終了後に事業者より提出された実績報告書に基づき、原則として令和5年4月10日頃までに事業者の主たる事務所の所在地にて現地調査を行った上で、支払額を確定します。
※支払確定額は、契約金額の範囲内であって実際に支出を要したと認められる費用の合計となります。このため、全ての支出にはその内容を明らかにした帳簿類及び領収書等の証拠書類が必要となります。また、支出額及び内容についても厳格に審査し、これを満たさない経費については支払額の対象外となる可能性もあります。
- (7) 再委託先・外注先の公表：国の事業は、行政評価レビューで毎年総点検を行っております。経済産業省では、事業の透明性を高めるために、行政評価レビューにて各予算事業の再委託先・外注先を公表しておりますので、あらかじめご承知おきください。
※再委託先・外注先について公表する情報は、企業名、法人番号、概要（＝再委託・外注する業務内容）、支出額、契約方式等になります。

6. 応募手続き

(1) 募集期間

- ・募集開始日： 令和4年1月17日（月）
- ・締め切り日時： 令和4年2月18日（金）12：00必着

(2) 説明会の開催

以下日時に「Microsoft Teams」を用いて行うので、12. 問い合わせ先へ連絡先（社名、所属（部署名）、担当者氏名、電話番号、メールアドレス）を令和4年1月21日（金）18時00分までに登録してください。（事前にテスト連絡をさせていただく場合があります。）
「Microsoft Teams」が利用できない場合は、概要を共有させていただきますので、その旨を連絡していただくとともに連絡先を登録してください。

【説明会日時】

令和4年1月25日（火）11時00分～12時00分

(3) 応募書類

- ①以下の書類を（4）により提出してください。
- ・申請書（様式1）＜1部＞
 - ・企画提案書（様式2）＜1部＞
 - ・会社概要等が確認できる資料（パンフレット等）または申請企業・団体等概要（別紙）＜1部＞
（コンソーシアム形式での応募の場合、全ての構成員について提出してください）
 - ・競争参加資格審査結果通知書（全省庁統一）の写し又は直近の財務諸表＜1部＞
（コンソーシアム形式での応募の場合、全ての構成員について提出してください）

・その他参考資料（必要に応じ）＜1部＞

- ②提出された応募書類は本事業の採択に関する審査以外の目的には使用しません。なお、応募書類は返却しません。
- ③応募書類等の作成費は経費に含まれません。また、選定の正否を問わず、企画提案書の作成費用は支給されません。
- ④企画提案書に記載する内容については、今後の契約の基本方針となりますので、予算額内で実現が確約されることのみ表明してください。なお、採択後であっても、申請者の都合により記載された内容に大幅な変更があった場合には、不採択となることがあります。

（4）応募書類の提出先

応募書類は、メールにより以下のE-mailアドレスに提出してください。

E-mail : chotatsu-boekishinkoka@meti. go. jp

メールの件名を「令和4年度インフラ海外展開支援事業申請書」と記載してください。

※資料に不備がある場合は、審査対象となりませんので、注意して記入してください。

7. 審査と採択

（1）審査方法

- ・採択にあたっては、有識者で構成される第三者委員会（企画競争審査委員会）で審査を行い決定します。
- ・第三者委員会（企画競争審査委員会）では、必要に応じて提案内容のプレゼンテーションを行っていただきます。この際、追加資料の提出を求める場合があります。
- ・プレゼンテーションは新型コロナウイルス感染拡大防止を鑑み、「Microsoft Teams」を用いて実施します。実施時間にプレゼンテーションが出来ない事態を防止する観点から、通信環境の事前準備をお願いいたします。接続テストに関しては担当者と事前に確認を行うことがあります。「Microsoft Teams」が使用できない場合は担当者に別途ご相談ください。
- ・なお、応募書類以外の資料（プレゼン資料）を用いてプレゼンテーションを行う場合は、プレゼンテーション実施日から2営業日前までに、プレゼン資料を以下宛先まで電子媒体にて提出してください。

《プレゼン資料送信の宛先》

E-mail : chotatsu-boekishinkoka@meti. go. jp

メールの件名（題名）は「★プレゼン資料事前送付★令和4年度インフラ海外展開支援事業」としてください。

（2）審査基準

次に掲げる審査基準及び配点に基づき、総合的な評価を行います。

項 目
①申請者が上記4. 応募資格の要件を満たしているか。
②提案内容が、上記2. 事業内容に合致し、かつ具体的に説明されているか。

③事業の実施方法、実施スケジュールが適切か。
④事業の実施方法等について、本事業の成果を高めるための効果的な工夫が見られるか。特に、感染症の状況等を踏まえた、事業実施方法となっているか。
⑤本事業の関連分野に関する知見を有しているか。
⑥本事業を円滑に遂行するために適した実施・管理体制（海外拠点及びネットワークを有している等）が組まれているか。
⑦コストパフォーマンスに優れているか。また、必要な経費・費目を過不足無く考慮し、適正な積算が行われているか。
⑧危機管理体制（事故・災害時の連絡・支援等）が整っているか。
⑨適切な情報管理体制が確保されているか、また、情報取扱者以外の者が、情報に接することがないか。
⑩ワーク・ライフ・バランス等推進企業であるか。
⑪事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理部分について、再委託（委託業務の一部を第三者に委託することをいい、請負その他委託の形式を問わない。以下同じ。）を行っていないか。
⑫事業費総額に対する再委託費の割合が50%を超えないか。超える場合は、相当な理由があるか（「再委託費率が50%を超える理由書」を作成し提出すること）。

(3) 採択結果の決定及び通知

- ・採択された申請者の名称については、経済産業省のホームページで公表するとともに、当該申請者に対しその旨を通知します。

8. 契約について

- ・採択された申請者について、国との間で委託契約を締結することになります。なお、採択決定後から委託契約締結までの間に、経済産業省との協議を経て、事業内容・構成、事業規模、金額などに変更が生じる可能性があります。
- ・契約書作成に当たっての契約条件等の協議が整い次第、委託契約を締結し、その後、事業開始となります（契約締結前において、発注等を完成させた経費については、委託費の対象とはなりません）。また、契約条件等が合致しない場合には、委託契約の締結ができない場合もありますので御了承ください。

- ・契約条項は、基本的には以下の内容となります。

○コンテンツバイ・ドール条項入り概算契約書

https://www.meti.go.jp/information_2/downloadfiles/r3con-bayhdole-2_format.pdf

- ・また、委託事業の事務処理・経理処理につきましては、経済産業省の作成する委託事業事務処理マニュアルに従って処理していただきます。

https://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/jimusyori_manual.html

- ・なお、契約締結後、受託者に対し事業実施に必要な情報等を提供することがありますが、情報の

内容によっては、守秘義務の遵守をお願いすることがあります。

9. 経費の計上

(1) 経費の区分

- ・本事業の対象とする経費は、事業の遂行に直接必要な経費及び事業成果の取りまとめに必要な経費であり、具体例は以下のとおりです。

経費項目	内容
I. 人件費	事業に従事する者の作業時間に対する人件費
II. 事業費	
旅費	事業を行うために必要な国内出張及び海外出張に係る経費
会場費	事業を行うために必要な会議、講演会、シンポジウム等に要する経費（会場借料、機材借料及び茶菓料（お茶代）等）
謝金	事業を行うために必要な謝金（会議・講演会・シンポジウム等に出席した外部専門家等に対する謝金、講演・原稿の執筆・研究協力等に対する謝金等）
備品費	事業を行うために必要な物品（ただし、1年以上継続して使用できるもの）の購入、製造に必要な経費
（借料及び損料）	事業を行うために必要な機械器具等のリース・レンタルに要する経費
消耗品費	事業を行うために必要な物品であって備品費に属さないもの（ただし、当該事業のみで使用されることが確認できるもの。）の購入に要する経費
印刷製本費	事業で使用するパンフレット・リーフレット、事業成果報告書等の印刷製本に関する経費
補助職員人件費	事業を実施するために必要な補助員（アルバイト等）に係る経費
その他諸経費	事業を行うために必要な経費のうち、当該事業のために使用されることが特定・確認できるものであって、他のいずれの区分にも属さないもの 例) 通信運搬費（郵便料、運送代、通信・電話料等） 光熱水料（電気、水道、ガス。例えば、大規模な研究施設等について、専用のメータの検針により当該事業に使用した料金が算出できる場合） 設備の修繕・保守費 翻訳通訳、速記費用 文献購入費、法定検査、検定料、特許出願関連費用等
III. 再委託費・外注費	受託者が直接実施することができないもの又は適当でないものについて、他の事業者へ再委託するために必要な経費 ※改正前の委託事業事務処理マニュアルにおける経費項目である「外注費」と「再委託費」

	のことを言う。
IV. 一般管理費	委託事業を行うために必要な経費であって、当該事業に要した経費としての抽出、特定が困難なものについて、委託契約締結時の条件に基づいて一定割合の支払を認められた間接経費
V. 消費税	消費税及び地方消費税として、税率10%で計算してください。 ※消費税及び地方消費税にかかる免税事業者にあつては、課税売上げにかかる消費税及び地方消費税については、計上することができません。

※外注費と再委託費の合計は原則として総額の1/2を超えないようにしてください。

※一般管理費の算定は「I. 人件費」と「II. 事業費」の合計に一般管理費率を乗じて行うことを原則とします。

※一般管理費率は原則として10%を上限とします。

※積算が上記の経費項目名を用いていない場合、必要に応じて上記の経費項目名との関連・該当を別途資料などで明らかにしていただく場合があります。

(2) 直接経費として計上できない経費

- ・ 建物等施設に関する経費
- ・ 事業内容に照らして当然備えているべき機器・備品等（机、椅子、書棚等の什器類、事務機器等）
- ・ 事業実施中に発生した事故・災害の処理のための経費
- ・ その他事業に関係のない経費

10. その他

(1) 事業終了後、提出された実績報告書に基づき、原則、現地調査を行い、支払額を確定します。支払額は、委託契約額の範囲内で、事業に要した費用の合計となります。調査の際には、全ての費用を明らかにした帳簿類及び領収書等の証拠書類が必要となります。当該費用は、厳格に審査し、事業に必要と認められない経費等については、支払額の対象外となる可能性もあります。

(2) これまでの委託契約に係るルールを一部改正し、令和3年1月8日（金）より運用を開始しています。「委託事業事務処理マニュアル」を含め、関係資料の内容を承知の上で応募してください。

【主な改正点】

①再委託、外注に関する体制等の確認（提案要求事項の追加等）

- ・ 事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理について再委託を行っていないか。
- ・ 総額に対する再委託の割合が50%を超えないか。超える場合は、相当な理由があるか（別添「再委託費率が50%を超える理由書」を作成し提出すること）。
- ・ 再委託を行う場合、グループ企業との取引であることのみを選定理由とした調達は、原則、認めない（経済性の観点から、相見積りを取り、相見積りの中で最低価格を提示した者を選定すること）。
- ・ 提案書等において再委託費率が50%を超える理由書を添付した場合には、経済産業省で

再委託内容の適切性などを確認し、落札者に対して、契約締結までに履行体制を含め再委託内容の見直しの指示をする場合がある。

なお、本事業は再委託費率が高くなる傾向となる事業類型には該当しないため、個別事業の事情に応じて適切性を確認する。

＜事業類型＞

I. 多数の事業者を管理し、その成果を取りまとめる事業

（主に海外法人等を活用した標準化や実証事業の取りまとめ事業）

II. 現地・現場での作業に要する工数の割合が高い事業

（主に海外の展示会出展支援やシステム開発事業）

III. 多数の事業者の協力が必要となるオープン・イノベーション事業

（主に特定分野における専門性が極めて高い事業）

②一般管理費率の算出基礎の見直し

（一般管理費＝（人件費＋事業費）（再委託・外注費を除く）×一般管理費率）

（3）委託費を不正に使用した疑いがある場合には、経済産業省より落札者に対し必要に応じて現地調査等を実施する。また、事業に係る取引先（再委託先、外注（請負）先以降も含む）に対しても、必要に応じ現地調査等を実施するため、あらかじめ落札者から取引先に対して現地調査が可能となるよう措置を講じておくこと。

調査の結果、不正行為が認められたときは、当該委託事業に係る契約の取消を行うとともに、経済産業省から新たな補助金の交付と契約の締結を一定期間（最大36ヵ月）行わないこと等の措置を執るとともに当該事業者の名称及び不正の内容を公表する。

具体的な措置要領は、以下のURLの通り。

https://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/shimeiteishi.html

1 1. 問合せ先

お問い合わせは、次の担当者あてに、電子メールでお願いいたします。なお、通信記録の保持の観点から、電話によるお問い合わせは受け付けておりませんので御了承ください。

〒100-8901 東京都千代田区霞が関1丁目3番1号

経済産業省 貿易経済協力局 貿易振興課

担当：佐藤（桂）、樋口

E-mail：chotatsu-boekishinkoka@meti.go.jp

※お問い合わせの際は、件名（題名）を必ず「★質問★令和4年度インフラ海外展開支援事業」としてください。他の件名（題名）ではお問い合わせに回答できない場合があります。

以上